

東久留米市長選挙

東久留米市議会議員補欠選挙

投票日は12月24日(日)

午前7時～午後8時

投票区・投票所および投票区域一覧

投票区・投票所	投票区域
1 第十小学校	柳窪一～五丁目(一丁目9番を除く)
2 下里小学校	柳窪一丁目9番、下里三～六丁目
3 第七小学校	滝山五丁目、六丁目2番・3番、七丁目21番～26番、下里二丁目
4 西中学校	前沢四丁目、滝山一・二丁目、六丁目1番、七丁目1番～20番、八幡町三丁目2番～11番
5 第九小学校	前沢五丁目、滝山三・四丁目、弥生全域
6 本村小学校	下里一・七丁目、野火止三丁目、八幡町一丁目2番～5番
7 小山小学校	小山三丁目、四丁目5番～8番、五丁目3番～12番、野火止二丁目12番・14番～18番・20番・22番～24番
8 久留米中学校	小山二丁目、四丁目1番～4番、五丁目1番・2番、幸町二・五丁目、野火止一丁目、二丁目1番～11番・13番・19番・21番、八幡町一丁目1番・6番～9番
9 第一小学校	幸町四丁目、中央町三丁目1番～22番、五・六丁目、前沢一丁目、八幡町二丁目、三丁目1番・12番～16番
10 第三小学校	幸町一・三丁目、中央町一・二丁目
11 東久留米市役所	本町一丁目、二丁目2番～13番、三・四丁目
12 南町小学校	南町全域、前沢二・三丁目
13 第五小学校	ひばりが丘団地、中央町三丁目23番～28番、四丁目、南沢三～五丁目
14 南中学校	学園町全域、南沢一・二丁目
15 浅間町地区センター	浅間町全域
16 第二小学校	大門町一丁目、新川町全域
17 成美教育文化会館	氷川台一丁目、二丁目7番～31番、東本町全域、本町二丁目1番・14番、小山一丁目
18 金山学童保育所(第六小学校敷地内)	金山町一丁目、二丁目10番～20番、氷川台二丁目1番～6番・32番～40番
19 神宝小学校	神宝町一丁目、二丁目1番～9番・12番・13番、金山町二丁目1番～9番、大門町二丁目
20 グリーンヒルズ2号棟集会所	上の原全域、神宝町二丁目10番・11番・14番

30年1月19日任期満了による東久留米市長選挙および欠員に伴う東久留米市議会議員補欠選挙は、12月17日(日)に告示、12月24日(日)が投票日です。明日の市政を託す方を選ぶ大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。詳しくは選挙管理委員会事務局☎470・7777(代)へ。

今回の選挙で投票できる方は、満18歳以上(平成11年12月25日以前に生まれた方)で、東久留米市の選挙人名簿に登録されている方です。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、29年9月16日以前に東久留米市に転入の届け出をし、引き続き住民登録のある方です。

9月16日以前に東久留米市に転入の届け出をし、引き続き住民登録のある方です。

市内転居した方

▼29年12月1日以前に転居届け出をした方(旧住所地の投票所で投票)

▼29年12月2日以降に転居届け出をした方(旧住所地の投票所で投票)

市外へ転出した(する)方

「投票所入場整理券」が届いても、12月24日以前に市外へ

転出した方、または転出する方は、投票ができません。ご利用ください

期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどの用事で投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。【投票期間】12月18日(月)～23日(祝)。なお、期日前投票および不在者投票のいずれも、告示日の翌日からとなります。ご注意ください。

不在者投票

▼他の市区町村での不在者投票(出張などで市外に滞在中の方は、事前手続きをしていただくこと)で、滞在先の市区町村選挙管理委員会に不在者投票をすることができません。【指定施設での不在者投票】都道府県選挙管理委員会が指定している病院、老人ホームなどに入院・入所している方は、不在者投票をすることができません。

▼郵便などによる不在者投票(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方で、障害や要介護の程度が定められた等級

「投票所入場整理券」が届いても、12月24日以前に市外へ

(下表1参照)に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、郵送する方法で投票することができません。

表1 郵便などによる不在者投票ができる方

手帳などの種類	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫機能・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載人による投票ができる方

手帳の種類	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

(2面に続く)